

令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書のチェックポイント

令和2年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

1 所轄税務署長等
 給与の支払者の名称（氏名） 株式会社 ○○○○
 税務署長 趣町
 板橋 区長 板橋
 市区町村長

2 給与の支払者の法人（個人）番号
 111223344556677
 給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区霞が関3

3 あなたの氏名
 佐藤 和夫
 あなたの生年月日 44年10月1日
 あなたの配偶者の氏名 佐藤 和夫
 あなたの配偶者の生年月日 本人
 あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1

4 異動月日及び事由
 異動月日及び事由 令和2年10月1日
 異動月日及び事由 令和2年10月1日

5 扶養親族
 区分等 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由
 源泉控除対象配偶者（注1） サトウ ヨウコ 22/3/3 44/5/6 77 370,000円 東京都板橋区大山東町35-1
 佐藤 洋子 22/3/3 44/5/6 77 370,000円 東京都板橋区大山東町35-1
 1 サトウ マモル 子 11/2/4 1234 Kokuzei Street, ... USA
 佐藤 守 子 11/2/4 1234 Kokuzei Street, ... USA
 2 サトウ シゲル 33/4/4 55/6/6 77/8/8 0円 東京都板橋区大山東町35-1
 佐藤 茂 子 16/3/30 東京都板橋区大山東町35-1
 3 サトウ タカオ 44/5/5 66/7/7 88/9/9 300,000円 東京都板橋区大山東町35-1
 佐藤 隆雄 父 17/5/8 東京都板橋区大山東町35-1

6 扶養親族（16歳以上）
 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由
 16歳未満の扶養親族（17歳以上）
 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由
 扶養親族（16歳以上）
 氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長等
 給与の支払者の名称（氏名） 株式会社 ○○○○
 税務署長 趣町
 板橋 区長 板橋
 市区町村長

2 給与の支払者の法人（個人）番号
 111223344556677
 給与の支払者の所在地（住所） 東京都千代田区霞が関3

3 あなたの氏名
 佐藤 和夫
 あなたの生年月日 44年10月1日
 あなたの配偶者の氏名 佐藤 和夫
 あなたの配偶者の生年月日 本人
 あなたの住所又は居所 東京都板橋区大山東町35-1

4 異動月日及び事由
 異動月日及び事由 令和2年10月1日
 異動月日及び事由 令和2年10月1日

▶① 所轄税務署長等
 給与の支払者の所在地等の所轄税務署長とあなたの住所地等の市区町村長を記載します。

▶② 給与の支払者の法人（個人）番号
 この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の個人番号又は法人番号を付記します。
 （注）給与の支払者が法人の場合は、給与の支払者の法人番号をあらかじめ記載（印字）して、給与所得者に配付しても差し支えありません。

▶③ あなたの個人番号
 あなたの個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 従たる給与についての扶養控除等申告書の提出
 2か所以上から給与の支払を受けている人が、他の給与の支払者に「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している場合に○を付けます。

2 源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族の記入

1 区分等
 源泉控除対象配偶者（注1）
 2 控除対象扶養親族（16歳以上）（平17.1.1以前生）

3 個人番号
 あなたの氏名 生年月日 住所又は居所 異動月日及び事由
 サトウ ヨウコ 22/3/3 44/5/6 77 370,000円 東京都板橋区大山東町35-1
 佐藤 洋子 22/3/3 44/5/6 77 370,000円 東京都板橋区大山東町35-1
 1 サトウ マモル 子 11/2/4 1234 Kokuzei Street, ... USA
 佐藤 守 子 11/2/4 1234 Kokuzei Street, ... USA
 2 サトウ シゲル 33/4/4 55/6/6 77/8/8 0円 東京都板橋区大山東町35-1
 佐藤 茂 子 16/3/30 東京都板橋区大山東町35-1
 3 サトウ タカオ 44/5/5 66/7/7 88/9/9 300,000円 東京都板橋区大山東町35-1
 佐藤 隆雄 父 17/5/8 東京都板橋区大山東町35-1

4 老人扶養親族（昭和26.1.1以前生）
 特定扶養親族（平10.1.2生～平14.1.1生）
 非居住者である親族

5 異動月日及び事由
 異動月日及び事由 令和2年10月1日
 異動月日及び事由 令和2年10月1日

▶① A 源泉控除対象配偶者
 あなた（令和2年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限ります。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和2年中の合計所得金額の見積額が95万円以下の人について記載します。
 なお、年末調整において、配偶者（特別）控除の適用を受けるには、この欄の記載の有無に関わらず「給与所得者の配偶者控除等申告書」の提出が必要です。

▶② B 控除対象扶養親族
 年齢16歳以上（平成17年1月1日以前生）の扶養親族について記載します。
 ※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
 なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

▶③ 個人番号
 源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の個人番号を記載する必要がありますが、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶④ 老人扶養親族（昭和26.1.1以前生）
 控除対象扶養親族が年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）の場合には、次のとおりいずれかにチェックを付けます。
 ① その人があなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人であるとき ⇒「同居老親等」
 ② その人が①以外の人であるとき ⇒「その他」

▶⑤ 特定扶養親族（平10.1.2生～平14.1.1生）
 控除対象扶養親族が年齢19歳以上23歳未満（平成10年1月2日～平成14年1月1日生）の場合にチェックを付けます。

▶⑥ 非居住者である親族
 源泉控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が非居住者である場合に○を付けます。この場合、親族関係書類の添付等が必要です。
 ※「非居住者」とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない個人をいいます。

▶⑦ 生計を一にする事実
 「非居住者である親族」欄が「○」の場合、年末調整の際に、送金額等を記載した扶養控除等申告書を別途作成するか、提出した申告書に送金額等を追記します。この場合、送金関係書類の添付等が必要です。

▶⑧ 異動月日及び事由
 記載事項に異動があった場合にその月日と事由を記載します。
 （例）年の中途で結婚したことにより、源泉控除対象配偶者を有することとなった場合⇒「令和2年○月○日 結婚」

注 Q チ
 エ
 &
 ツ
 ク
 項 A 表

3 障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生の記入

	①	②	③	④																		
障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<table border="1"> <tr> <th>障害者</th> <th>区分</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害者</td> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> </table>	障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	障害者	一般の障害者			()	特別障害者			()	同居特別障害者			()	☐ 寡婦 ☒ 特別の寡婦 ☐ 寡夫 ☐ 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																		
障害者	一般の障害者			()																		
	特別障害者			()																		
	同居特別障害者			()																		
(注) 1 源泉控除対象配偶者とは、所得者(令和2年中の所得の見積額が900万円以下の人)に限り、生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下の人をいいます。 2 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の所得の見積額が48万円以下の人をいいます。																						

▶① 同一生計配偶者

同一生計配偶者が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
 ※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、令和2年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。

▶② 扶養親族

扶養親族が一般の障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合には、該当する欄にチェックを付けます。
 なお、障害者控除の対象となる扶養親族は、控除対象扶養親族とは異なり、年齢16歳未満(平成17年1月2日以後生)の扶養親族も対象となります。

▶③ 寡婦 など

あなたが寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する場合にチェックを付けます。
 (注) ひとり親に該当する場合、「令和2年分 給与所得者の扶養控除等申告書」には「ひとり親」欄は設けられていませんので、「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を「ひとり親」に訂正するなど、適宜の方法によりチェックを付けます。

▶④ 左記の内容

左記の障害者又は勤労学生に該当する(人がいる)場合、その該当する事実やその人の氏名などを記載します。
 (注) 寡婦又はひとり親に該当する場合、死別、離婚、生死不明の別、生計を一にする子の氏名及びその子の所得の見積額など、寡婦又はひとり親に該当する事実の記載は必要ありません(令和2年度の税制改正により、これらの記載が不要となりました。)

【「寡婦(夫)控除」の適用要件などの改正】

令和2年度税制改正により、本年の年末調整から、新しい「寡婦控除」及び「ひとり親控除」が適用されます。

このため、次のような場合には、その旨を『扶養控除等申告書』に記載して勤務先に提出する必要があります。

- ① 本年の年末調整において新たに「ひとり親」に該当することとなる場合(「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する旨の『扶養控除等申告書』を提出していた人が「ひとり親」に該当する場合を除きます。)
- ② 既に勤務先に提出している『扶養控除等申告書』に「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当する旨の記載があり、本年の年末調整において上記の「寡婦」又は「ひとり親」に該当しない場合

≪扶養控除等申告書の記載例≫

以下の記載例を参考に、適宜の方法により申告してください。

(改正前:「未婚のひとり親(寡婦(夫)、特別の寡婦に該当しない人)」→改正後:「ひとり親」の場合)

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<table border="1"> <tr> <th>障害者</th> <th>区分</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害者</td> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> </table>	障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	障害者	一般の障害者			()	特別障害者			()	同居特別障害者			()	☐ 寡婦 ☐ 特別の寡婦 ☐ 寡夫 ☐ 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																		
障害者	一般の障害者			()																		
	特別障害者			()																		
	同居特別障害者			()																		

(改正前:「寡婦(特別の寡婦を除く)」、「寡夫」又は「特別の寡婦」→改正後:「非該当」の場合)

障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	<table border="1"> <tr> <th>障害者</th> <th>区分</th> <th>本人</th> <th>同一生計配偶者(注2)</th> <th>扶養親族</th> </tr> <tr> <td rowspan="3">障害者</td> <td>一般の障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td></td> <td></td> <td>()</td> </tr> </table>	障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族	障害者	一般の障害者			()	特別障害者			()	同居特別障害者			()	☐ 寡婦 ☒ 特別の寡婦 ☐ 寡夫 ☐ 勤労学生	左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「2 記載についてのご注意」の8をお読みください。)	異動月日及び事由
障害者	区分	本人	同一生計配偶者(注2)	扶養親族																		
障害者	一般の障害者			()																		
	特別障害者			()																		
	同居特別障害者			()																		

※ 詳しくは、「年末調整のしかた」の4ページ以降をご確認ください。

4 住民税に関する事項の記入

○住民税に関する事項(この欄は、地方税法第45条の3の2及び第317条の3の2に基づき、給与の支払者を經由して市区町村長に提出する給与所得者の扶養親族等申告書の記載欄を兼ねています。)

氏名(フリガナ)	個人番号	あなたの住所	生年月日	住所又は居所	控除対象外所得の見積額	令和2年中の所得の見積額	異動月日及び事由
16歳未満の扶養親族(平17.1.2以後生)	1	サトウマサル 佐藤 隆	5/5/6/6/7/7/8/8/9/9/0/0	子	18・10・15	東京都板橋区大山東町 35-1	35-1
2							
3							
単身児童扶養者	☐ 該当する場合には左記にチェックを付けてください。	児童扶養手当証書の番号	生計を一にする児童の氏名	左記の児童の所得の見積額			異動月日及び事由

▶① 控除対象外国外扶養親族

国内に住所を有しない扶養親族に該当する場合に○を付けます。

▶② 単身児童扶養者

令和2年4月1日以後に提出する給与所得者の扶養親族申告書には、記載不要となっています。
 なお、既に記載済の「単身児童扶養者」欄について、訂正をするなどの特段の対応は不要です。